

香川県廃棄物処理計画

- 循環型社会の実現を目指して -

平成 18 年 3 月

香 川 県

目 次

第1章 計画の趣旨

1 背景	1
2 法的基盤の整備	1
3 計画の趣旨	3

第2章 計画の基本事項

1 計画の位置付け	4
2 計画の期間	4
3 対象とする廃棄物	5

第3章 現状と将来予測

第1節 一般廃棄物（ごみ）	6
1 現状	6
2 将来予測（排出量）	12
第2節 産業廃棄物	14
1 現状	14
2 将来予想（排出量）	22

第4章 課題

第1節 一般廃棄物（ごみ）	23
1 発生・排出抑制の推進	23
2 減量化・循環的利用の推進	23
3 適正処理の推進	23
4 処理施設の確保と適正な維持管理	23
第2節 産業廃棄物	24
1 発生・排出抑制の推進	24
2 減量化・循環的利用の推進	24
3 適正処理の推進	24
4 処理施設の確保と適正な維持管理	24

第5章 減量化目標

第1節 一般廃棄物（ごみ）	25
1 減量化目標	25
2 目標値設定の考え方	26
第2節 産業廃棄物	27
1 減量化目標	27
2 目標値設定の考え方	28

第6章 施策の展開

第1節 基本的な考え方	29
第2節 施策の方向	29
第3節 具体的施策	30
1 適正な役割分担・適正かつ公平な負担のもとに 行われる廃棄物処理体制の実現	30
2 「一方通行型社会」からの転換	32
3 安全で安心できる廃棄物処理の確立	36

第7章 計画の推進

第1節 推進体制及び進行管理	40
1 推進体制	40
2 進行管理	40
第2節 各主体の役割	40
1 県民	40
2 事業者	41
3 行政	41

第1章 計画の趣旨

1 背景

わが国の高度経済成長において展開させてきた社会経済システム、すなわち大量生産・大量消費型の経済活動は、私たちの生活を大変豊かなものにしましたが、他方で、大量廃棄型の社会として物質循環の環を断ち、その健全な循環を阻害するという側面も有していました。このため、膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の高まりの顕在化、最終処分場の残余容量のひっ迫など様々な問題を引き起こし、私たちの生活に深刻な影響を与えています。

このため、従来の社会経済システムを見直し、廃棄物発生量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の適正な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを本格的に進める必要があります。

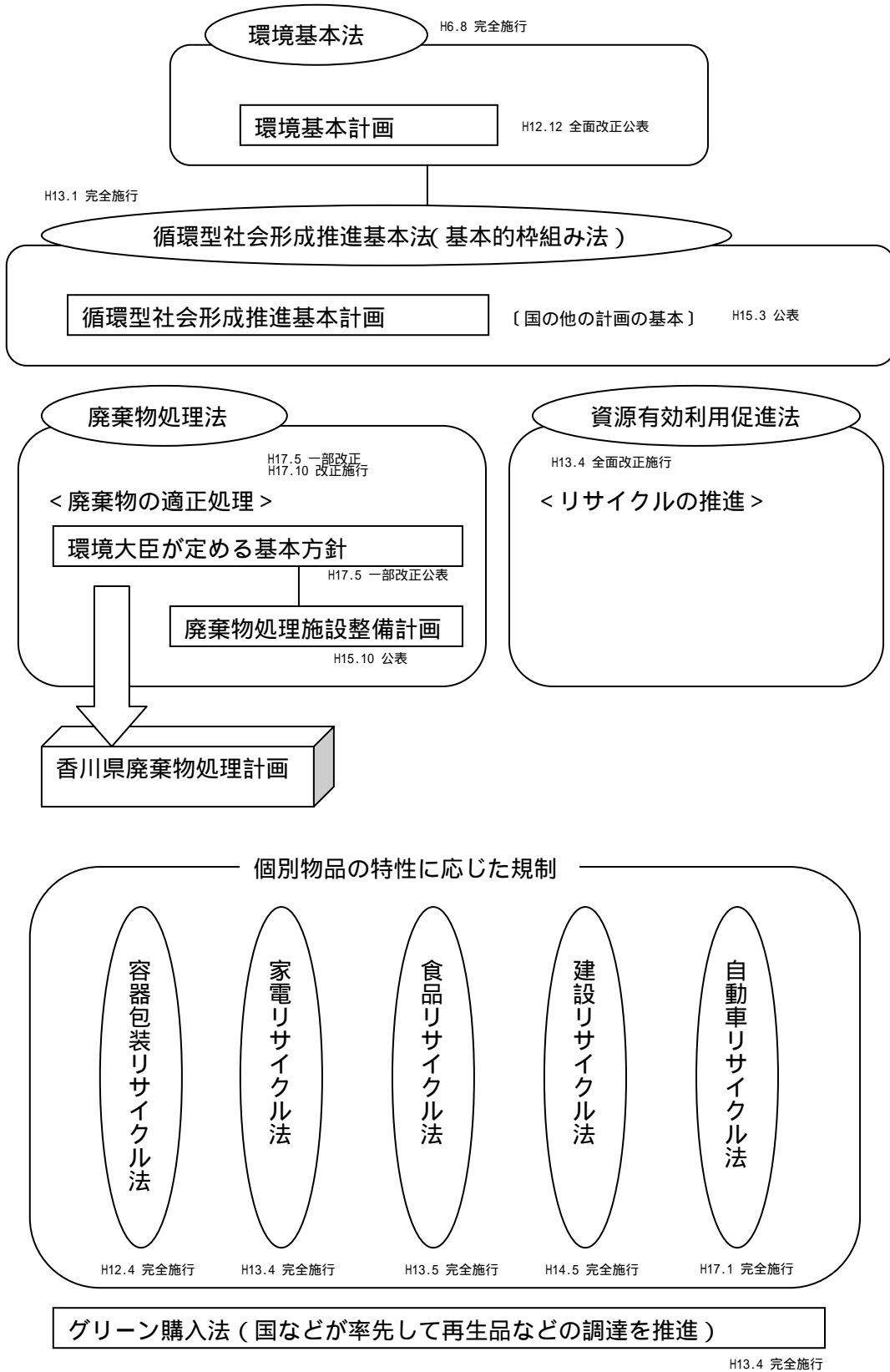
2 法的基盤の整備

国は、21世紀の経済社会のあり方として環境と経済を統合した持続可能な発展を志向する「循環型社会」の実現に向けた道程を明らかにするため「循環型社会形成推進基本法（循環基本法）」を制定したのをはじめ、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」などの各種リサイクル法の制定や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」などの改正を行いました。

循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する法的基盤は整備されつつあります。

< 図1 >

< 図 1 >



3 計画の趣旨

このような廃棄物を取り巻く実態と諸情勢の変化を踏まえ、従来の社会経済システムから脱却し、循環型社会の実現を図るため、県民、事業者及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、自主的かつ積極的に取り組みを進める基本の方策として「香川県廃棄物処理計画」を策定します。

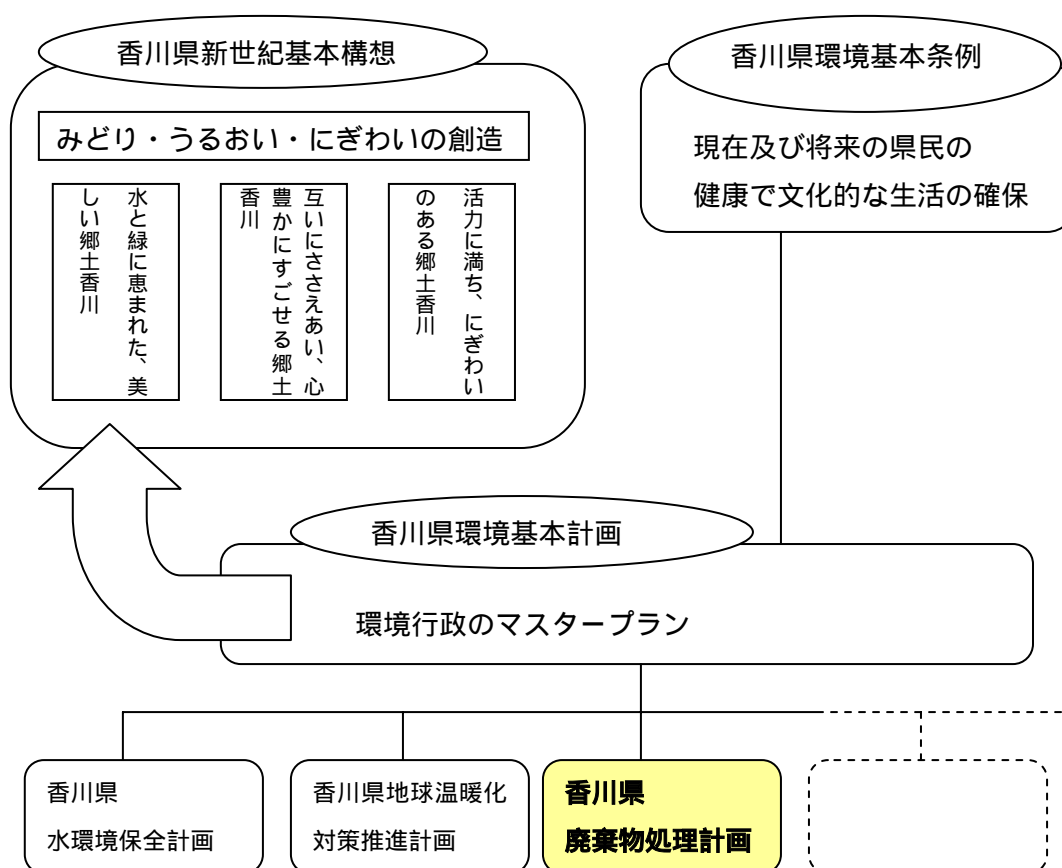
第2章 計画の基本事項

1 計画の位置付け

「香川県廃棄物処理計画」は、「香川県環境基本条例（平成7年条例第4号）」に基づく「香川県環境基本計画（平成18年3月策定）」の個別計画の一つであり、県政運営の基本指針である「香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」の基本方針である「水と緑に恵まれた、美しい郷土香川の創造」を実現するための部門計画として位置付けます。＜ 図2＞

また、同時に、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画です。＜ 図1＞

＜図2＞



2 計画の期間

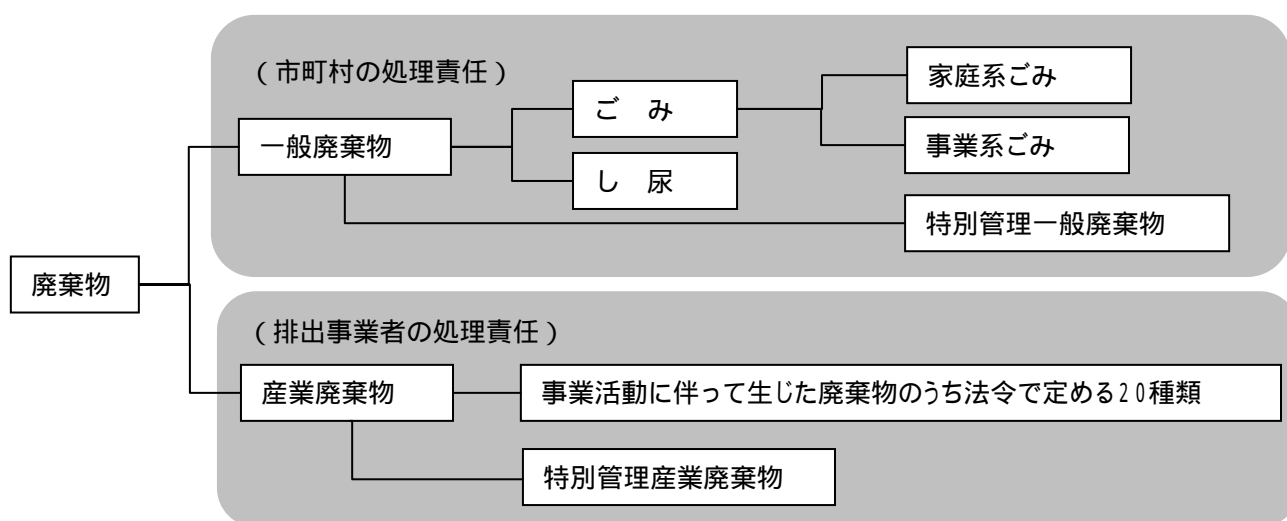
計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とし、平成22年度を目標年度とします。

3 対象とする廃棄物

計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物とします。

なお、し尿については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物とは異なるため、「香川県全県域生活排水処理構想（平成14年6月策定）」に基づき、市町の一般廃棄物処理計画と連携して、適切な処理を推進するものとします。 < 図3 >

< 図3 >



産業廃棄物20分類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、*紙くず、*木くず、*繊維くず、*動植物性残さ、*動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物以外）・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、*動物のふん尿、*動物の死体、ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（*）:業種指定

特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの

第3章 現状と将来予測

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 現状

(1) 排出状況

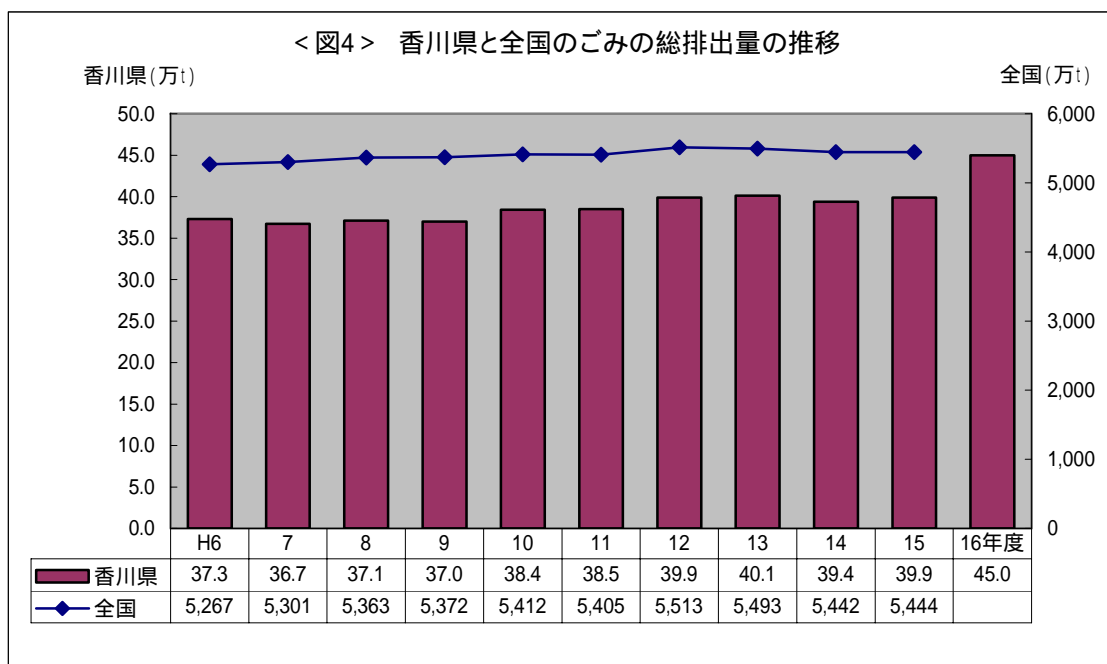
本県のごみの総排出量の推移は、図4のとおりです。若干の増減はあるものの、概ね増加傾向にあります。

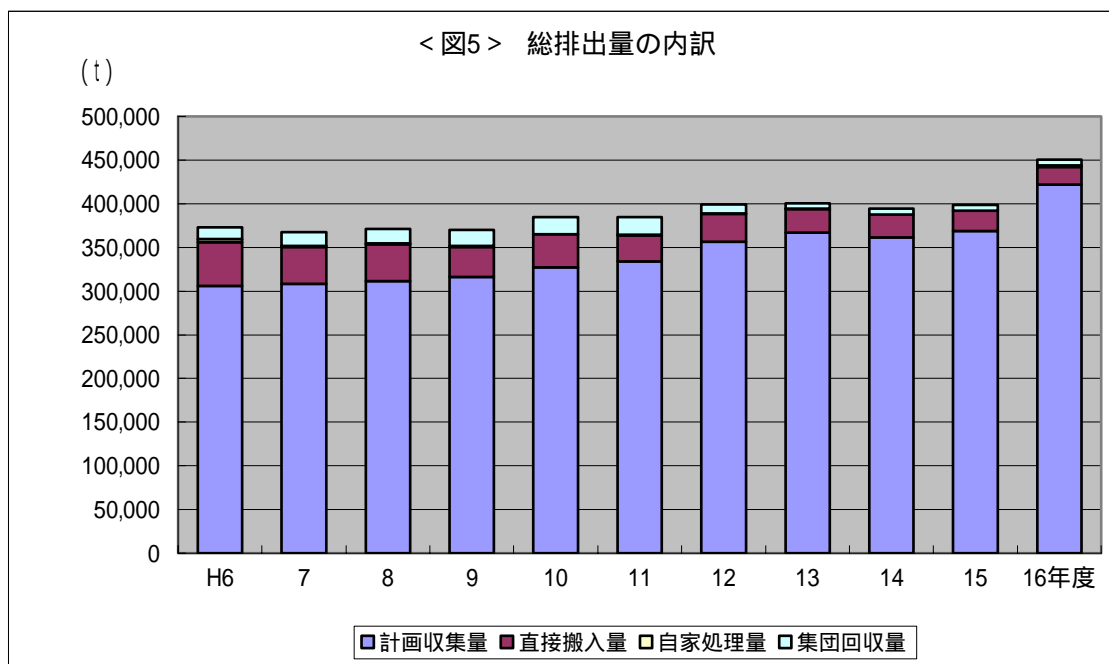
平成16年度は、約45.0万トン排出されており、前年度と比較して大幅に増加しました。これは、相次ぐ台風災害によるものであり、台風災害によるごみの排出量（推定5.6万トン）を除けば、39.4万トンとなります。

計画処理量（計画収集量＋直接搬入量）約44.2万トンのうち、家庭系ごみが約29.6万トン（66.9%）、事業系ごみが約14.6万トン（33.1%）となっています。家庭系ごみは増加の傾向にあります。＜図6＞

1人1日当たりの排出量の推移は、図7のとおりです。平成16年度は、1,193グラムで、平成12年度から5年連続で1キログラムを超えました。平成15年度の全国平均は、1,106グラムであり、香川県は、全国平均を下回る状況です。

計画収集量における種類別排出状況は、可燃ごみ63.9%、不燃ごみ9.6%、資源ごみ15.0%、粗大ごみ1.8%、その他9.7%となっており、可燃ごみが、3分の2を占める状況です。＜図8＞



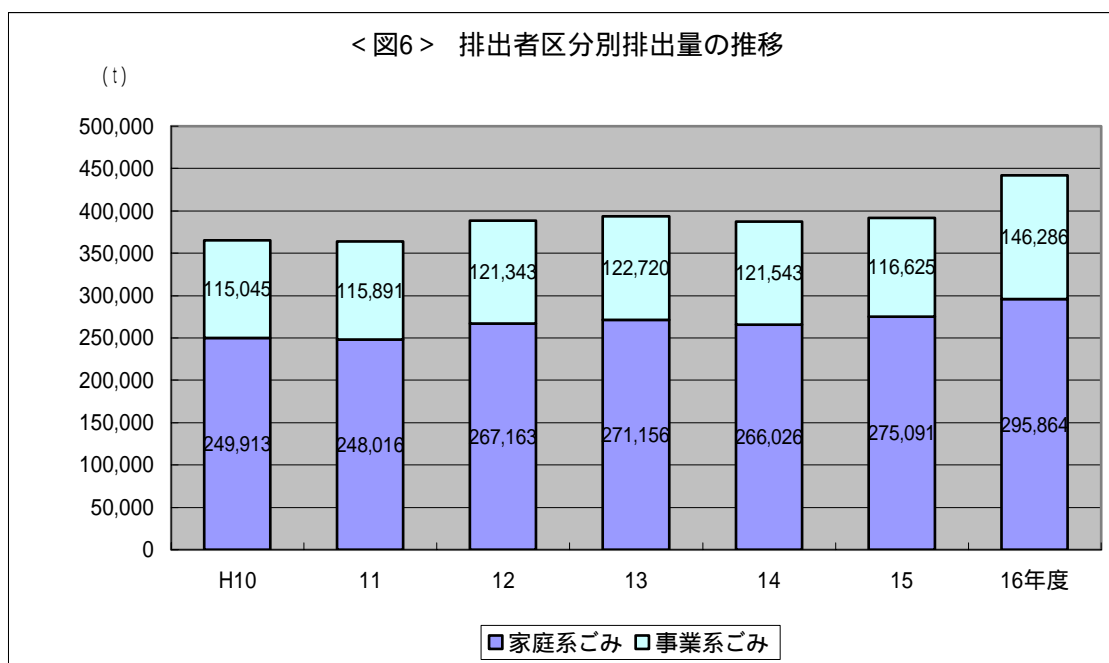


(注) 計画収集量：市町が収集したごみの量

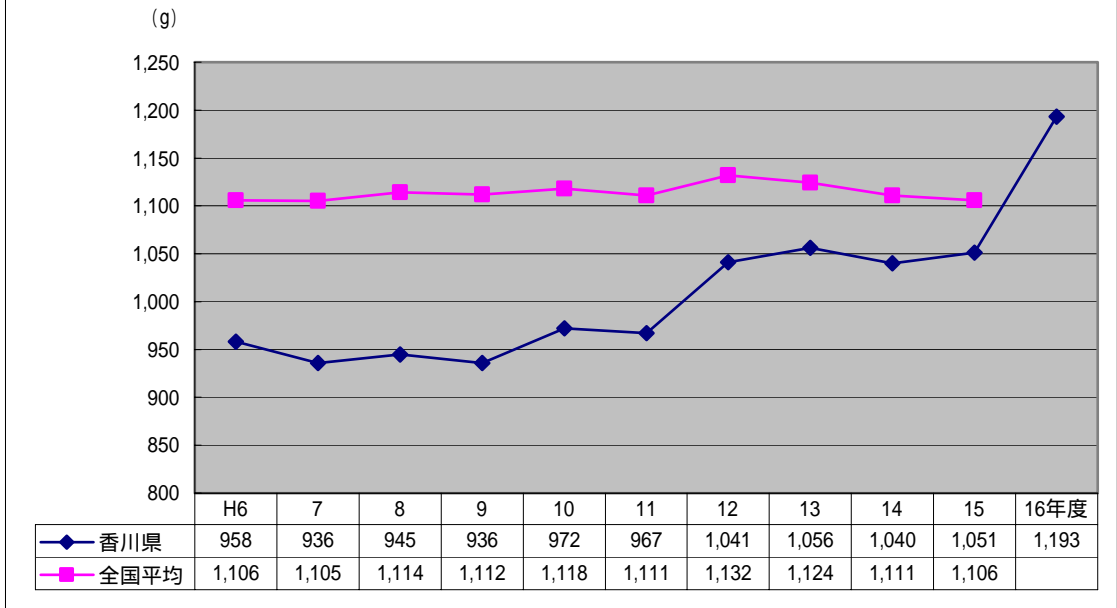
直接搬入量：事業者などにより直接搬入されたごみの量 市町が収集を委託・許可した者から搬入されたごみの量

自家処理量：自家肥料などとして用いたり、自ら処分している家庭系ごみの量

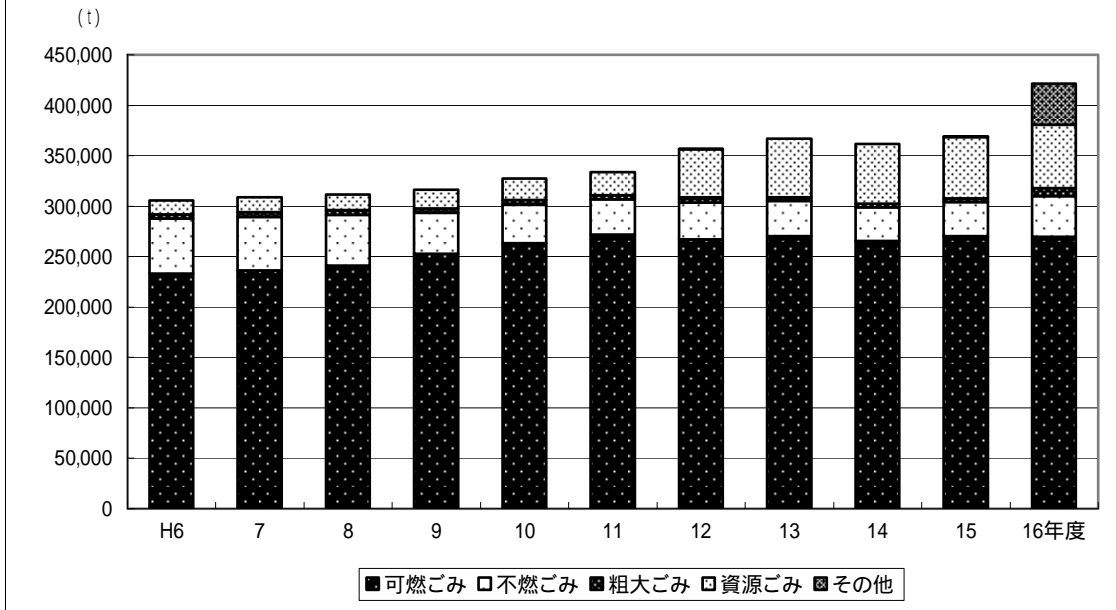
集団回収量：市町の補助金等の交付などにより住民団体が収集したごみの量



< 図7 > 1人1日当たりの排出量の推移



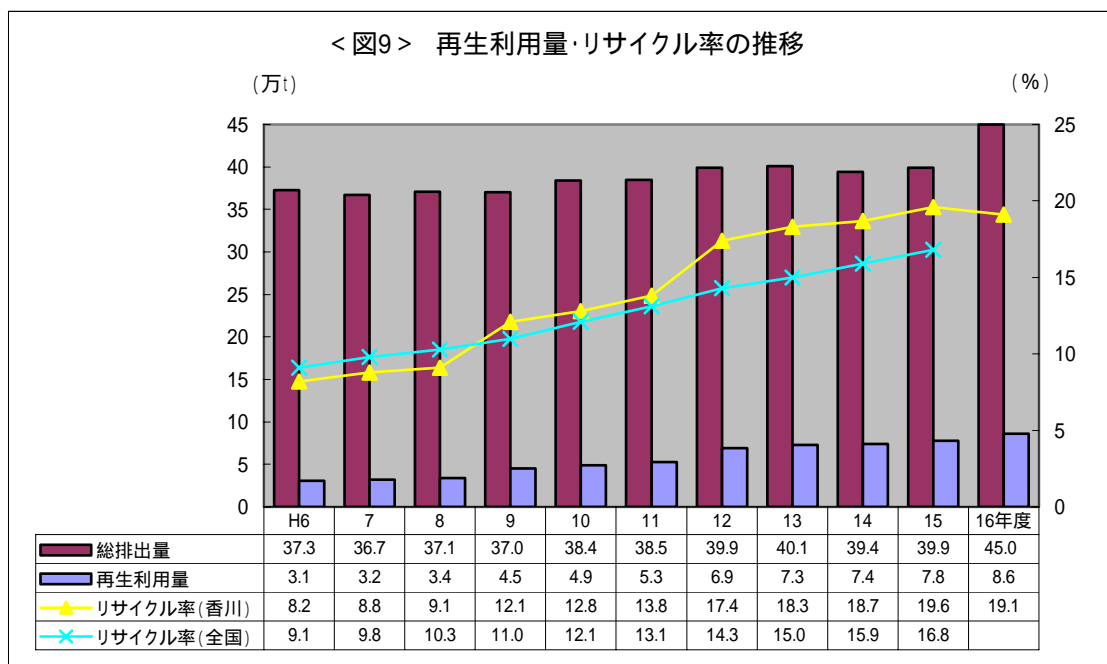
< 図8 > ごみの種類別排出状況



(2) 再生利用の状況

本県のごみの再生利用量の推移は、図 9 のとおりです。各種リサイクル法の整備などもあり、再生利用量・リサイクル率は、概ね増加・上昇の傾向にあります。

平成 16 年度のリサイクル率は、19.1%であり、前年度と比較して低下しましたが、これは相次ぐ台風災害の影響と考えられます。

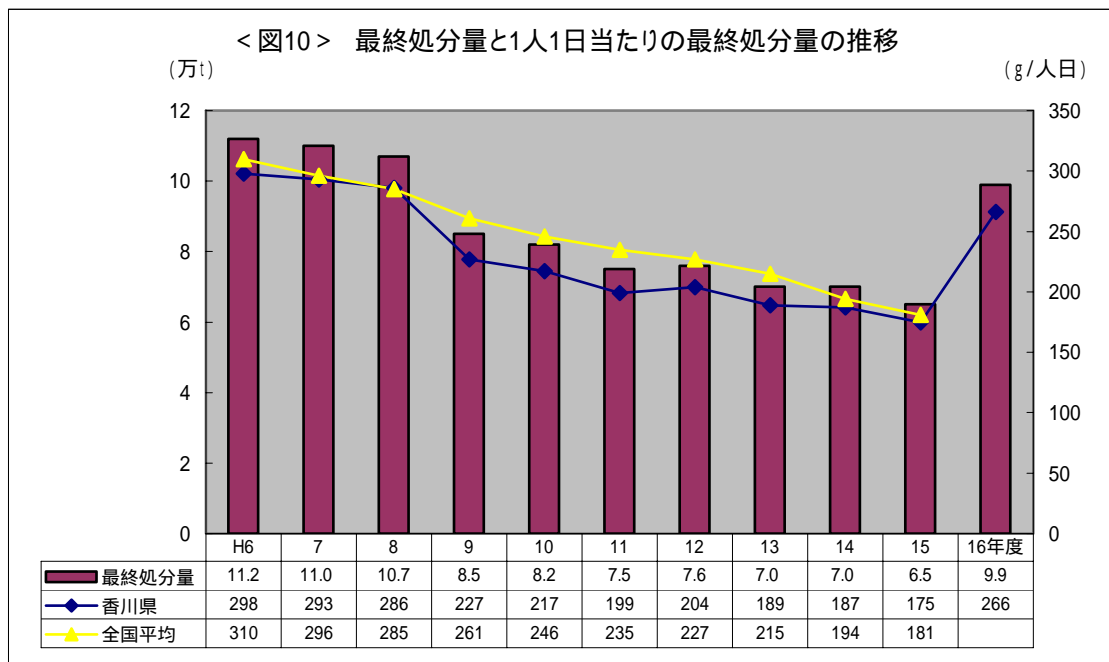


(3) 最終処分状況

本県のごみの最終処分量の推移は、図 10 のとおりです。容器包装リサイクル法による容器包装廃棄物の分別収集などにより再生利用量が増加したことから、最終処分量は減少傾向にあります。

平成 16 年度は、約 9.9 万トンであり、前年度と比較して大幅に増加しました。これは、相次ぐ台風災害によるものであり、台風災害によるごみの最終処分量(推定 4.4 万トン)を除けば、5.5 万トンとなります。

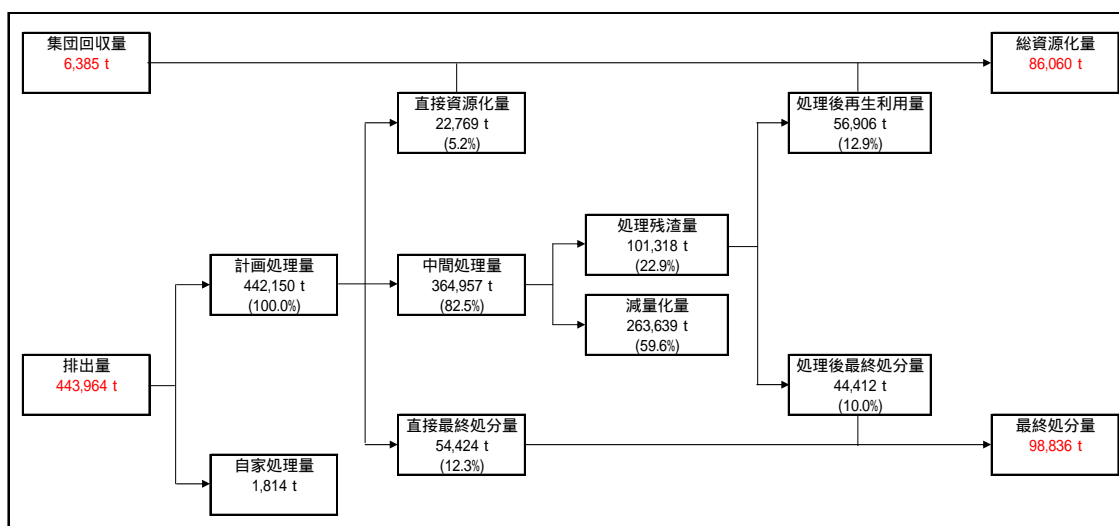
1 人 1 日当たりの最終処分量は、図 10 のとおり減少の傾向にあります。また、香川県は、全国平均を下回る状況が続いています。



(4) 処理の流れ

本県のごみの処理の流れは、図11のとおりです。

< 図11 > ごみの処理の流れ (平成16年度)



(5) 処理施設の状況

本県の市町及び一部事務組合で設置している一般廃棄物処理施設の状況は、平成16年度末現在で、ごみ焼却施設が8施設（合計処理能力：1,440トン/日）、粗大ごみ処理施設が2施設（合計処理能力：130トン/日）、再生利用施設が9施設（合計処理能力：183トン/日）、最終処分場が17施設（容量：約239.2万立方メートル）となっています。

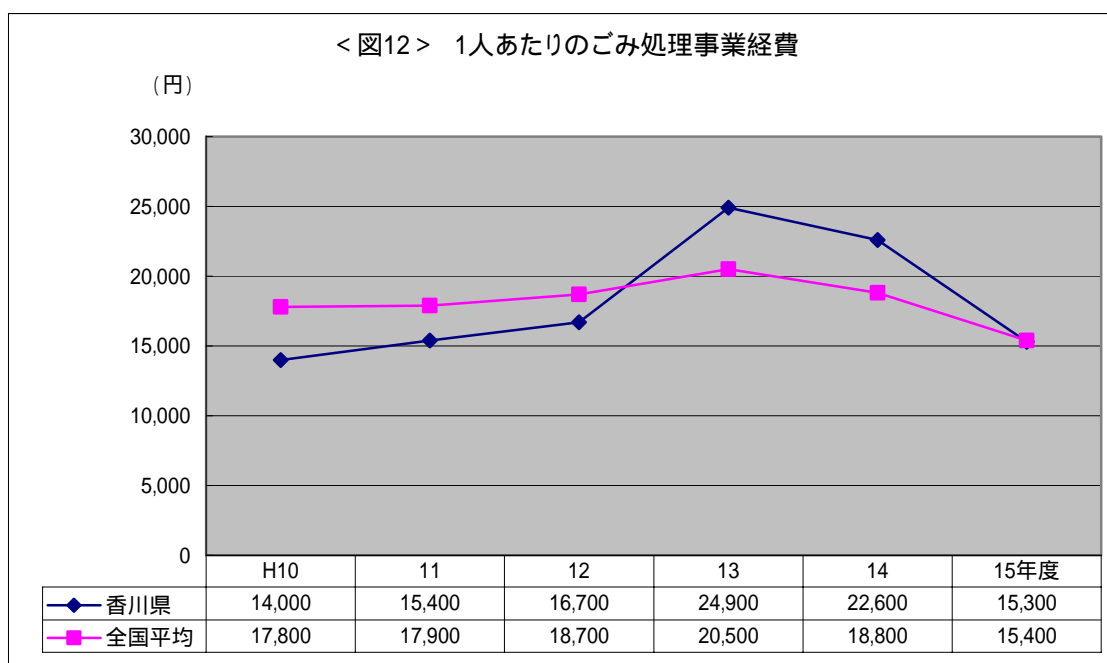
(6) 広域処理計画

本県では、平成11年3月に「香川県ごみ処理広域化計画」を作成し、県内を5ブロックに分けて、各ブロックにおける施設集約化、ダイオキシン類対策などの方針を示しました。

この計画に基づき、ごみ処理施設の整備・再編が進み、高度な公害防止設備を備えた施設による広域処理が進展し、処理の効率化やダイオキシン類対策が図られています。

(7) ごみ処理事業経費

本県のごみ処理事業経費は、図12のとおりです。平成15年度の1人当たりのごみ処理事業経費は、15,300円となっています。

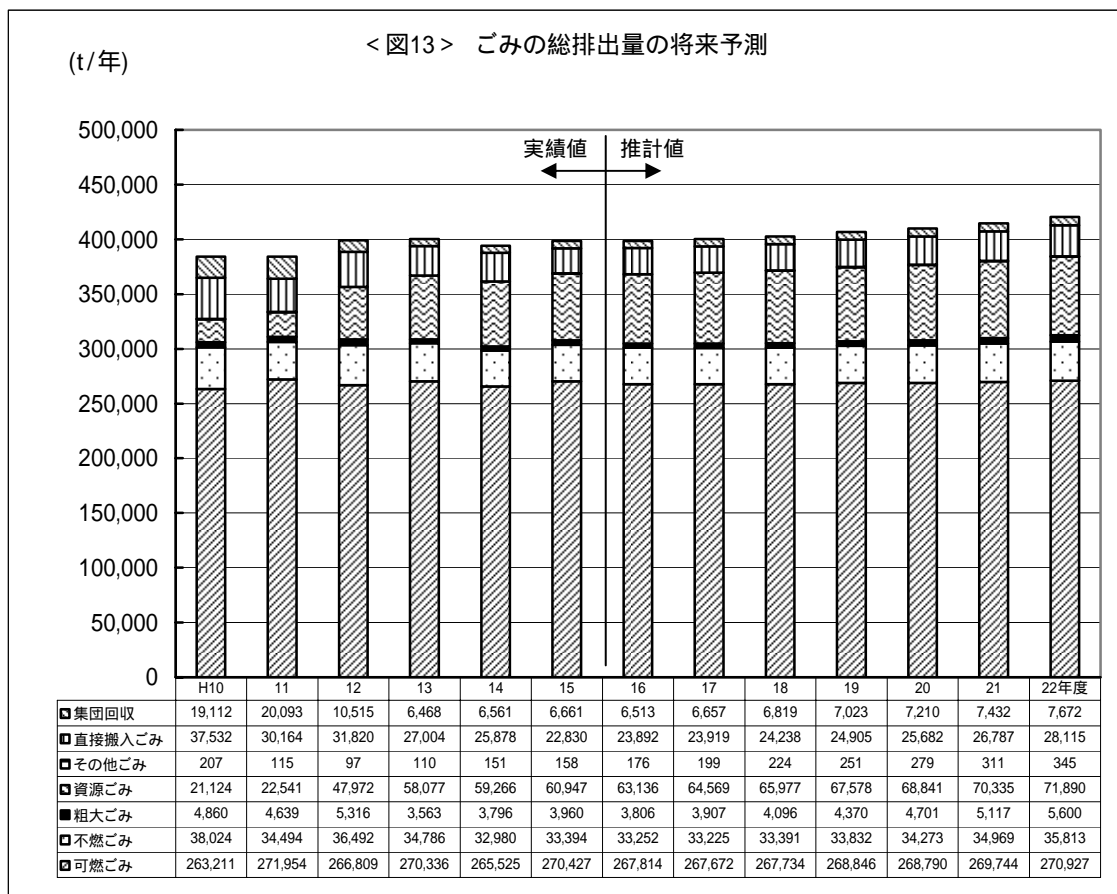


2 将来予測（排出量）

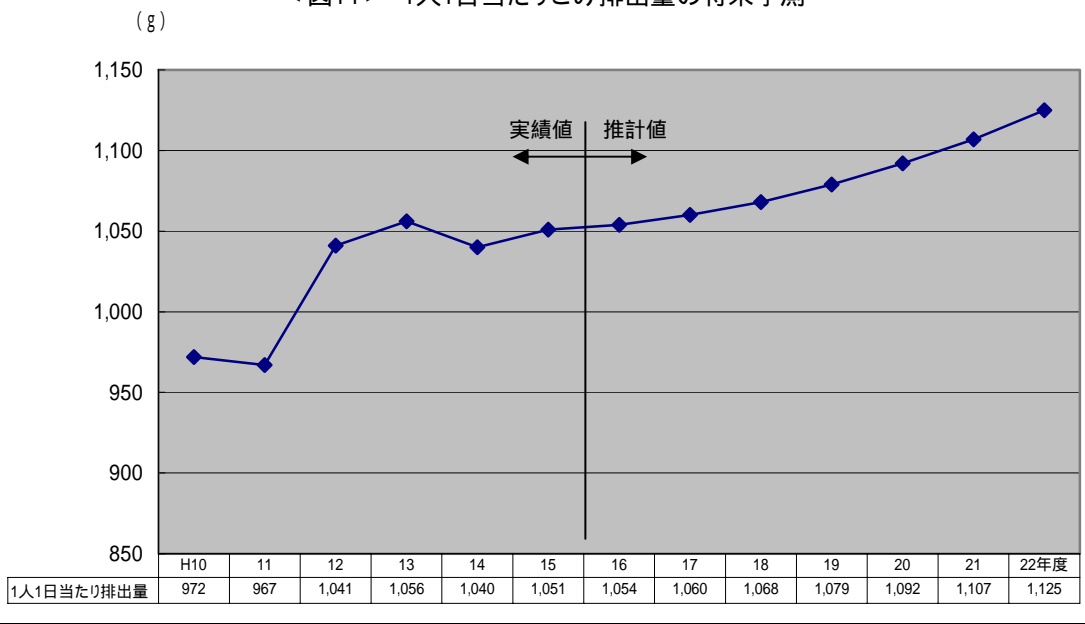
ライフスタイルなどに大きな変化がないとの前提で、過去5年間（平成11～15年度）の実績値（自家処理量を除く。）を基に、統計学的手法を用い、本県構成市町ごとに推計を行い、これらの合計値を本県の将来予測数値としました。

可燃ごみや不燃ごみは横ばい傾向にあるものの、資源ごみが増加傾向にあることから、全体としては増加の傾向にあります。

平成22年度には、総排出量で42.0万トン、1人1日当たりの排出量で1,125グラムになると予測されます。＜ 図13、14＞



<図14> 1人1日当たりごみ排出量の将来予測



第2節 産業廃棄物

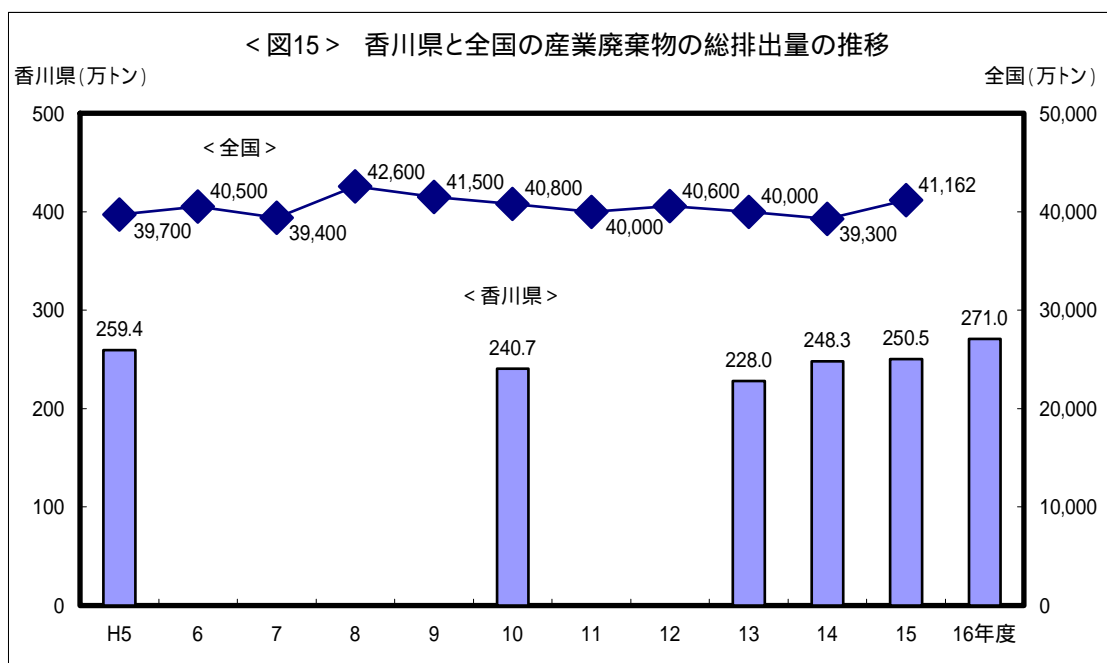
1 現状

(1) 排出状況

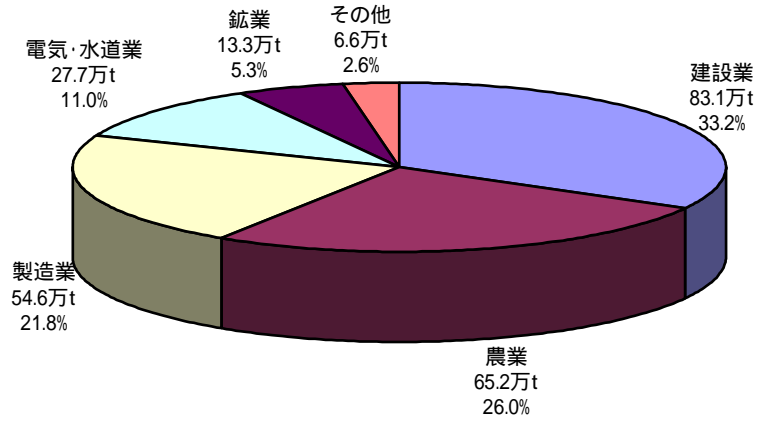
本県の産業廃棄物の総排出量の推移は、図15のとおりです。平成5年度をピークに減少傾向にありましたが、平成14年度以降は増加しました。

平成16年度は、約271.0万トン排出されており、前年度と比較して増加しました。これは、相次ぐ台風による災害廃棄物の影響と考えられます。

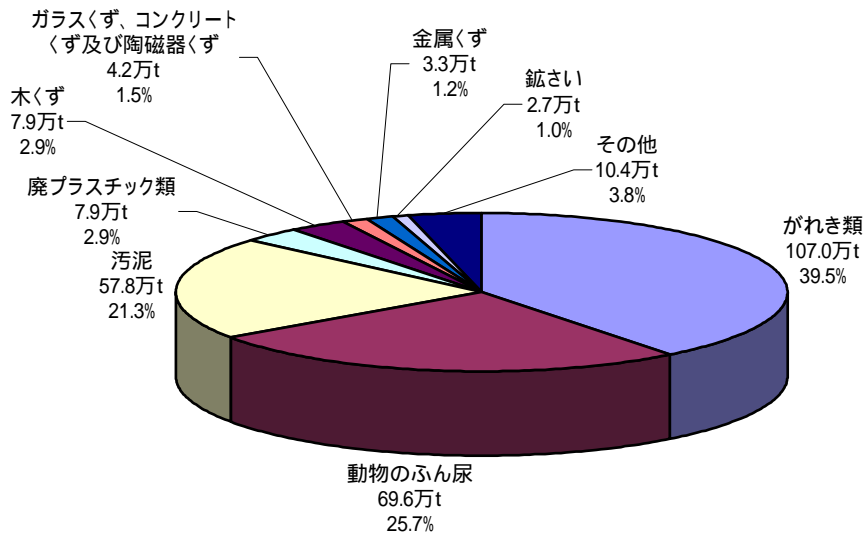
種類別排出状況は、がれき類39.5%、動物のふん尿25.7%、汚泥21.3%となっており、3品目で総排出量の約86.5%を占める状況です。< 図17 >



< 図16 > 業種別排出状況(平成15年度)



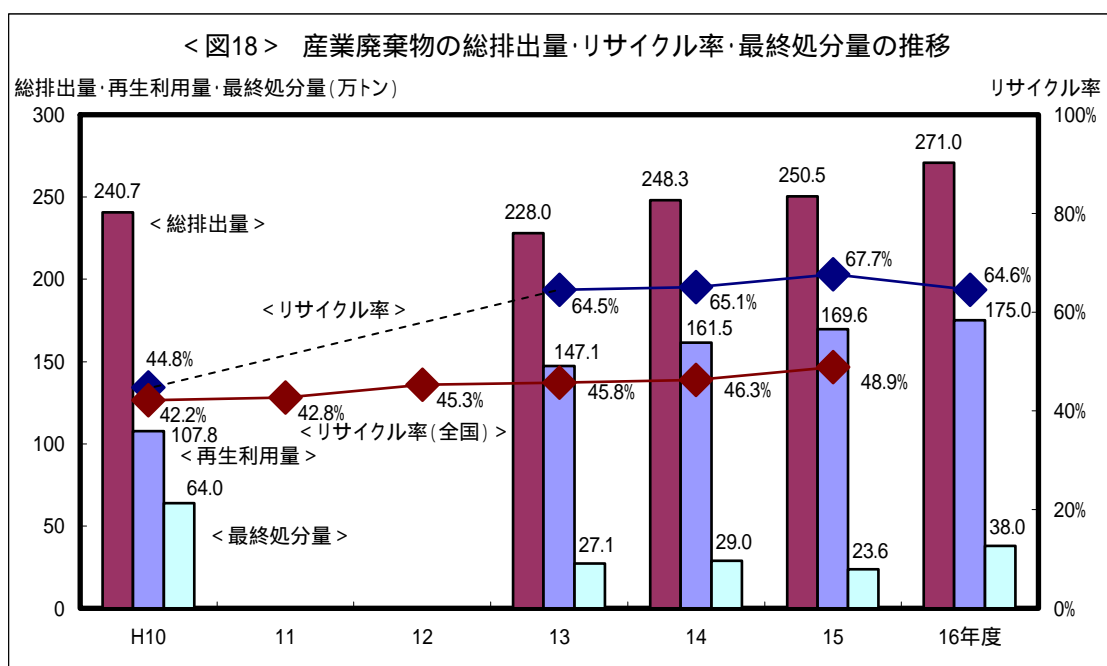
< 図17 > 種類別排出状況



(2) 再生利用の状況

本県の産業廃棄物の再生利用量の推移は、図 18 のとおりです。リサイクル技術の普及、建設リサイクル法の整備などもあり、再生利用量・リサイクル率は、概ね増加・上昇の傾向にあります。

平成 16 年度のリサイクル率は、64.5%であり、前年度と比較して低下しましたが、これは相次ぐ台風による災害廃棄物の影響と考えられます。



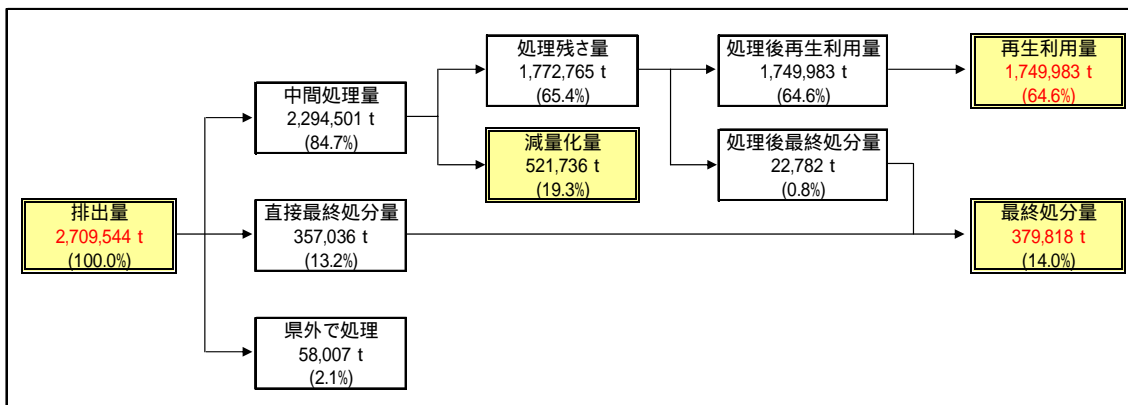
(3) 最終処分の状況

本県の産業廃棄物の最終処分量の推移は、図 18 のとおりです。リサイクル技術の普及、建設リサイクル法の整備などにより再生利用量が増加（特にがれき類）したことから、最終処分量は減少傾向にあります。平成 16 年度は、約 38.0 万トンであり、前年度と比較して増加しました。これは、相次ぐ台風による災害廃棄物の影響と考えられます。

(4) 処理の流れ

本県の産業廃棄物の処理の流れは、図 19 のとおりです。

< 図 19 > 産業廃棄物の処理の流れ (平成 16 年度)



(5) 処理施設の状況

本県の排出事業者、処理業者、公共で設置している産業廃棄物処理施設の状況は、表 1 のとおりです。平成 16 年度末現在で、中間処理施設が 217 施設、最終処分場が 25 施設 (残余容量 : 279 万立方メートル) となっています。

< 表 1 > 産業廃棄物処理施設の状況 (平成 16 年度末現在)

施設の種類		施設数
中間処理施設	汚泥の脱水施設	76
	汚泥の乾燥施設	1
	汚泥の焼却施設	2
	廃酸・廃アルカリの中和施設	1
	廃油の焼却施設	0
	廃プラスチック類の破碎施設	12
	廃プラスチック類の焼却施設	9
	汚泥のコンクリート固形化施設	1
	シアンの分解施設	1
	産業廃棄物の混焼施設	7
	その他の産業廃棄物の焼却施設	20
	木くずの破碎施設	30
	がれきの破碎施設	57
最終処分場 (埋立中のもの)	安定型	13
	管理型	12
計		242

(6) 処理業者の状況

平成 17 年 3 月 31 日現在の許可を受けた産業廃棄物処理業者の状況は、表 2 のとおりです。

<表 2> 産業廃棄物処理業者の状況 (平成 17 年 3 月 31 日現在 高松市分含む)

処理業の種類	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業
収集運搬	1,637	165
中間処理	138	7
最終処分	17	1
計	1,792	173

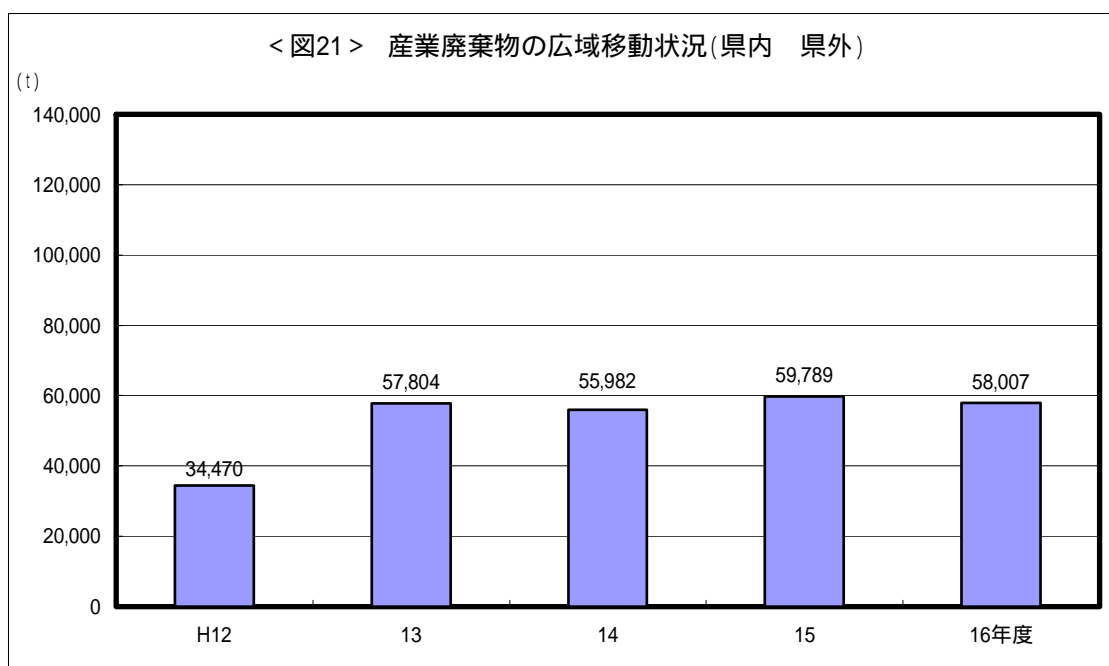
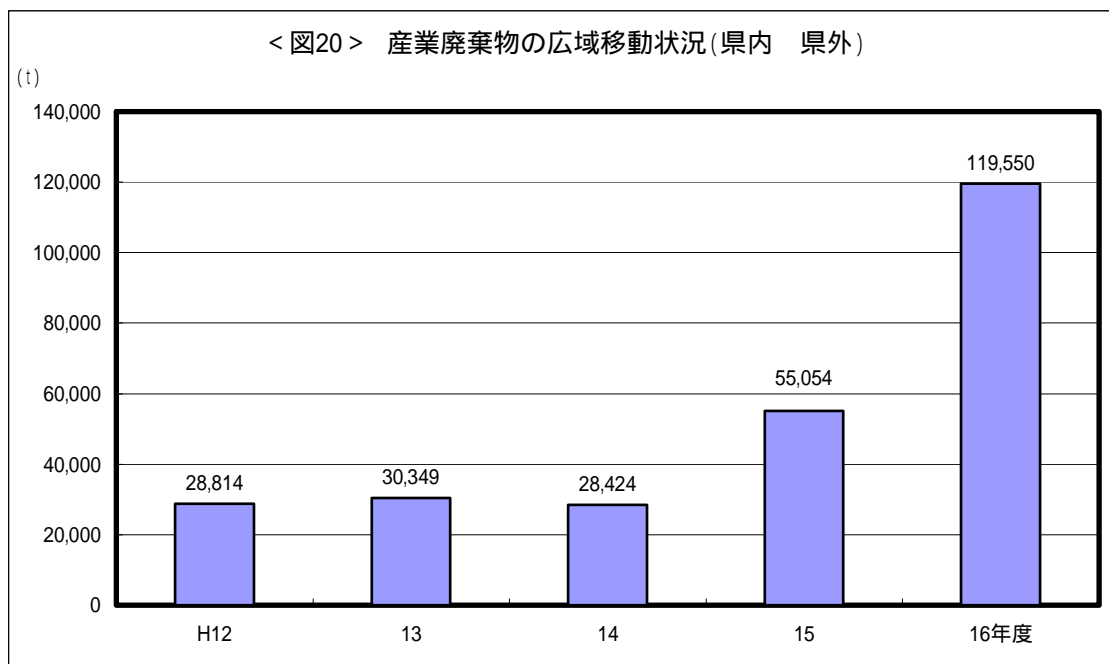
(7) 広域移動の状況

本県のごみの広域移動の状況は、図 20、21 のとおりです。平成 16 年度において県外から県内に搬入された量は 12.0 万トン、県内から県外へ搬出された量は 5.8 万トンです。県外からの搬入については、前年度までと比較して約 2 倍増加しています。これは「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」に基づき、循環利用のために持ち込まれる廃棄物が増加したためです。

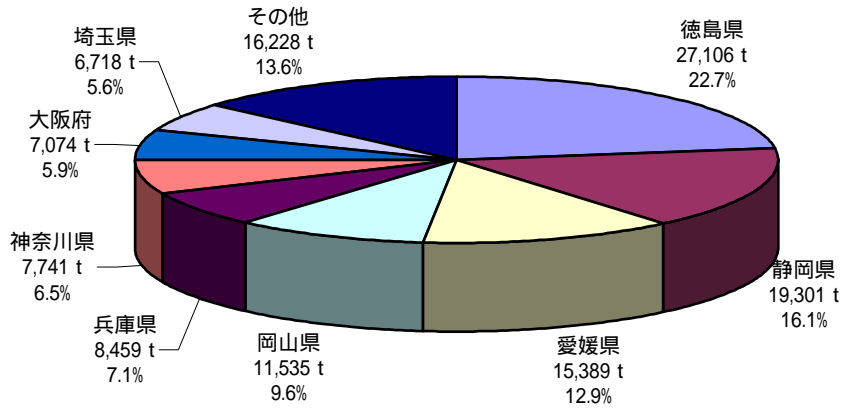
搬入元別では、徳島県、静岡県、岡山県、愛媛県で全体の 61% を占めています。搬出先別では、山口県、高知県、愛媛県、岡山県で全体の 80% を占めています。

< 図 22、23 >

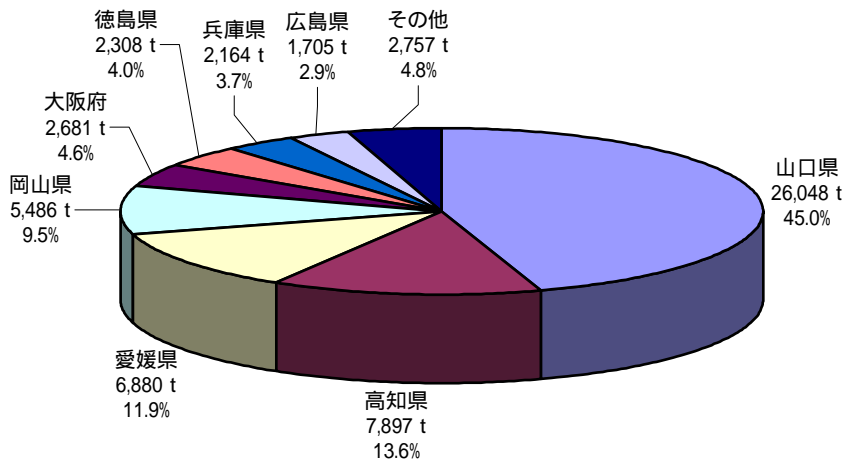
また、種類別では、図 24、25 のとおりです。



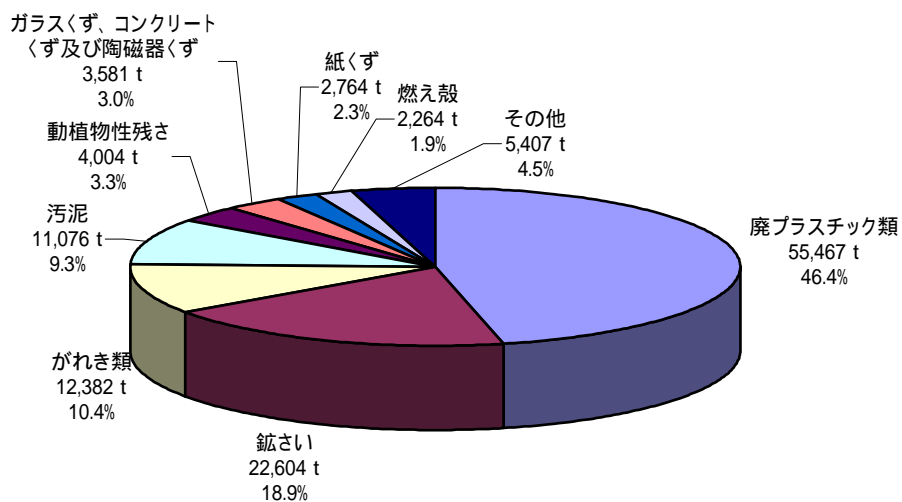
< 図22 > 搬入元別(県内 県外)



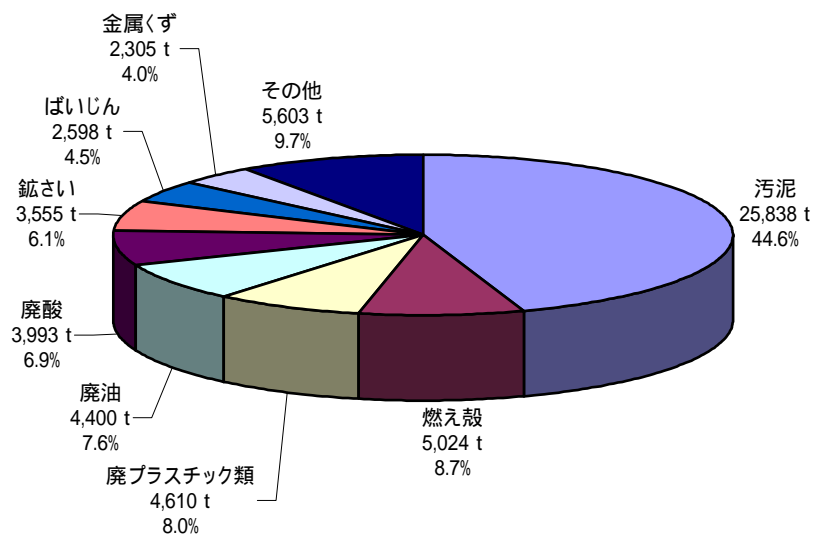
< 図23 > 搬出先別(県内 県外)



<図24> 種類別(県内 県外)



<図25> 種類別(県内 県外)

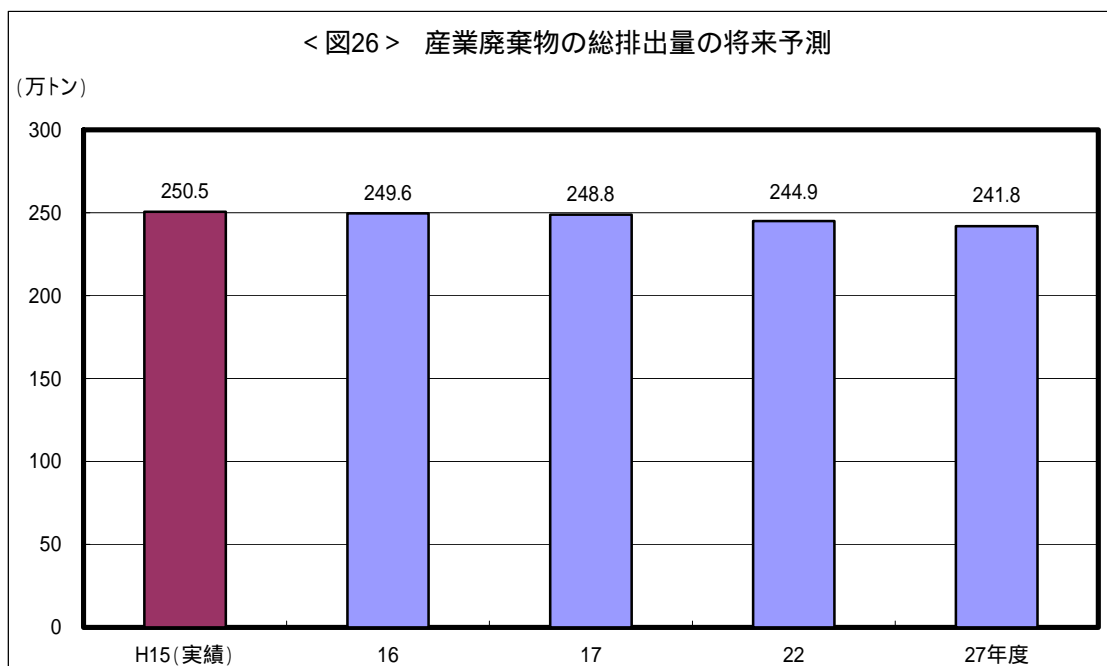


2 将来予測（排出量）

過去から現在までの動向が将来も続くとの前提で、過去5年間（平成11～15年度）の実績値を基に、統計学的手法を用い、本県の将来予測を行いました。

建設業、製造業については、ほぼ横ばい、電気・水道業については、わずかに増加するものと考えられますが、農業系の廃棄物が減少し、全体として緩やかに減少することが見込まれます。

平成22年度には、総排出量で244.9万トンになると予測されます。＜ 図26＞



第4章 課題

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 発生・排出抑制の推進

市町の分別収集の取り組みなどにより、リサイクル率は上昇し、最終処分量は減少しています。しかし、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図るためには、増加傾向にある総排出量を削減する必要があります。

県民は、ライフスタイルの見直しなどにより、商品の購入、使用、排出の各段階において、家庭系一般廃棄物の排出量の削減が図られるよう努めることが必要です。

事業者は、事業活動の見直しなどにより、事業系一般廃棄物の量を削減する必要があります。

県や市町は、廃棄物収集の有料化や処理費用前払い制度の導入提案などにより、廃棄物発生の原因者が処理に要する費用を負担するシステムを構築するとともに、自らも率先して廃棄物の排出抑制行動をとる必要があります。

2 減量化・循環的利用の推進

廃棄物の分別収集をより一層徹底することが必要です。

県民は、市町が設定する区分に応じて適切に分別排出を行い、廃家電や使用済み自動車などについては、法に基づき事業者に協力していくことが必要です。

拡大生産者責任（EPR）の考え方を徹底し、生産者が製品の循環利用や適正な処分に係る責任を負う廃棄物処理システムを構築することが必要です。

3 適正処理の推進

廃家電などの不法投棄を防止するとともに、廃棄物処理法の基準に適合しない廃棄物の野外焼却などによる生活環境への影響を防止する必要があります。

震災や台風などの災害発生時に、災害廃棄物の処理が適切かつ迅速に行えるよう、災害廃棄物の処理体制を確立する必要があります。

4 処理施設の確保と適正な維持管理

既設の処理施設を適正に維持管理することにより、安全で安心できる廃棄物処理を確立する必要があります。

廃棄物の減量化や適正な処分を行うために、長期的な視点に立った計画的施設整備を図っていく必要があります。

施設整備に当たっては、ごみ発電などの余熱利用など、循環型社会を推進する視点に立った整備を行う必要があります。

第2節 産業廃棄物

1 発生・排出抑制の推進

産業廃棄物の排出量は、依然、高水準で推移していることから、排出事業者は、原材料の選択や製造工程、工事の施工方法を工夫するなど、自主的な取り組みを推進していく必要があります。

特に多量の産業廃棄物を排出する事業者は、処理計画を策定し、排出抑制、循環的利用に計画的に取り組む必要があります。

2 減量化・循環的利用の推進

廃棄物・リサイクルのための法制度に基づき、適正に産業廃棄物の再利用・再生利用を推進する必要があります。

路盤材、エコセメント、堆肥など多量に生産される再生利用品については、製品が過剰にならないよう安定した利用先の確保に努める必要があります。

下水汚泥など多量に排出され、しかも、再利用の選択肢の少ない廃棄物については、安定したリサイクルが実現できるよう幅広い利用方法を検討する必要があります。

再利用・再生利用が円滑に進められるよう、企業同士または企業と大学などとの連携を一層推進して、情報交換や技術開発に努めるとともに、リサイクル産業を育成していく必要があります。

3 適正処理の推進

廃棄物の発生から最終処分に至る全過程を確実に把握する体制を確立するなど、排出業者責任の徹底を図る必要があります。

優良処理業者の育成と産業廃棄物処理ビジネスの活性化を推進する必要があります。

4 処理施設の確保と適正な維持管理

適正処理の確保のため、需要にあった適切な施設の整備を図る必要があります。

廃棄物処理法については、毎年のように法改正が行われていることから、事業者はその内容を十分に周知し、適正に維持管理させる必要があります。

第5章 減量化目標

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 減量化目標

平成22年度における目標値は、次のとおりです。

排出量 平成15年度実績に対し、12%削減します。
再生利用量 再生利用量を、24%にします。
最終処分量 平成15年度実績に対し、37%削減します。

<表3> 一般廃棄物の処理目標値

(単位:千トン)

	平成15年度(実績)	平成22年度(目標)
排出量	399	352
再生利用量(率)	78(20%)	86(24%)
中間処理による減量	255	225
最終処分量	65	41

(注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 目標値設定の考え方

(1) 排出量

前計画における平成 17 年度の目標値 36.9 万トンに対して、15 年度実績が 39.9 万トンであり、目標達成は困難な状況です。

ライフスタイルなどに大きな変化がないとの前提では、今後、排出量は増加すると予測されるなど、大変厳しい状況ですが、国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、目標値は、35.2 万トンと設定しました。

(2) 再生利用量

前計画における平成 17 年度の目標値 24 パーセントに対して、15 年度実績が 20 パーセントであり、目標達成は困難な状況です。

大変厳しい状況ですが、国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、目標値は、24 パーセントと設定しました。

(3) 最終処分量

前計画における平成 17 年度の目標値 4.7 万トンに対して、15 年度実績が 6.5 万トンであり、目標達成は困難な状況です。

大変厳しい状況ですが、国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、目標値は、4.1 万トンと設定しました。

第2節 産業廃棄物

1 減量化目標

平成22年度における目標値は、次のとおりです。

排出量 平成15年度実績に対し、8%削減します。
再生利用量 再生利用量を、70%にします。
最終処分量 平成15年度実績に対し、7%削減します。

<表4> 産業廃棄物の処理目標値

(単位:千トン)

	平成15年度(実績)	平成22年度(目標)
排出量	2,505	2,300
再生利用量(率)	1,696(68%)	1,610(70%)
中間処理による減量	514	470
最終処分量	236	220

県外において処理された量を除く。

(注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 目標値設定の考え方

(1) 排出量

前計画における平成 17 年度の目標値 250.4 万トンに対して、15 年度実績が 250.5 万トンであり、ほぼ目標のレベルに達しています。

今後、農業系の排出量が減少し、平成 22 年度においては、244.9 万トンになると推測されます。

目標値は、これからさらに 15 万トン抑えた 230 万トンと設定しました。

(2) 再生利用量

前計画における平成 17 年度の目標値 57 パーセントに対して、15 年度実績が 68 パーセントであり、既に目標を上回っています。各種リサイクル法の施行により、これまで焼却処理や埋立処分されていたものが再生利用されるようになったことが主な原因と考えられます。

目標値は、これをさらに引き上げて 70 パーセントと設定しました。

(3) 最終処分量

前計画における平成 17 年度の目標値 30.1 万トンに対して、15 年度実績が 23.6 万トンであり、既に目標を下回っています。各種リサイクル法の施行により、これまで焼却処理や埋立処分されていたものが再生利用されるようになったことが主な原因と考えられます。

目標値は、これからさらに 1.6 万トン抑えた 22 万トンとします。

第6章 施策の展開

第1節 基本的な考え方

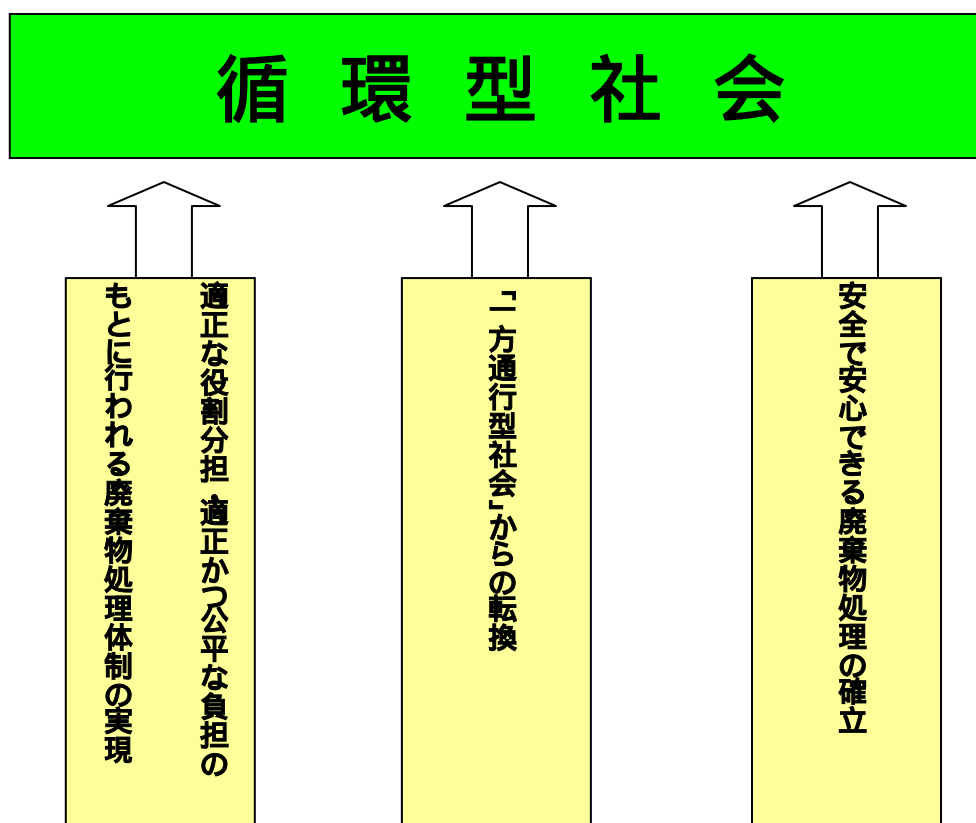
循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、これらの法制度の適切な実施とあいまって、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを最適生産・最適消費・最少廃棄型に改め、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の実現を目指します。

第2節 施策の方向

「循環型社会」を実現するためには、廃棄物の発生量を抑制（リデュース）することが、最も重要であると考えます。

そこで、できる限り廃棄物の発生量を抑制（リデュース）し、次に廃棄物となったものについては、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）の順に資源の循環的な利用を行い、それでもなお循環的な利用が行われないものについては、適正な処分をすることとします。

具体的には、「循環型社会」を実現するための3つの基本目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。



第3節 具体的施策

1 適正な役割分担・適正かつ公平な負担のもとに行われる廃棄物処理体制の実現

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、循環の環の各段階で、県民、事業者、行政の適正な役割分担・適正かつ公平な負担のもとで自主的かつ積極的に行われる廃棄物処理体制を実現することが必要です。

そこで、これまでの取り組みを継続するとともに、各主体の自主的行動を促す経済的手法の適切な活用など、廃棄物処理システムそのものを変革していくことを目指します。

(1) 一般廃棄物(ごみ)

ア 拡大生産者責任(EPR)の徹底

持続可能な循環型社会を形成するためには、拡大生産者責任(EPR)の考え方に基づく廃棄物処理システムを構築していくことが重要であり、国などに対し、現行制度の見直しを積極的に提案します。

イ 経済的手法の導入

自然に負荷をかける行動に対して、負荷に応じた経済的負担を与え、県民などに一定の行動を抑制させたり、起こさせたりすることを誘引する市場メカニズムを経済的手法といいます。この経済的手法が、ごみの減量化や散乱ごみ対策に効果を発揮することから、導入を促進します。

ごみ処理有料化に向けた市町の取り組み支援

一般廃棄物の有料化は、排出量に応じた負担の公平化、身近なごみ問題に対する住民の意識改革などにつながり、廃棄物の発生・排出抑制に有効と考えられます。

ごみ処理有料化による減量化効果などについて情報収集し、市町に情報提供するなど、ごみ処理有料化導入に向けた市町の取り組みを支援します。

デポジット制度導入の促進

デポジット制度は散乱ごみ対策やごみの減量化に有効な制度として、諸外国で導入されています。本県でも、商店街やイベント会場での実証実験の成果を踏まえ、国などに対して、制度導入を提案していますが、引き続きこの提案が実現できるよう国などに対して働きかけます。

ウ 市町による一般廃棄物処理会計の作成支援

本県では、平成 16 年度に綾歌町（現在は、合併により丸亀市）の協力を得て、「綾歌町の一般廃棄物処理会計」を作成し、処理コストの分析を行いました。適正かつ公平な負担のもとでの循環型社会の形成に向けた施策展開を検討するうえで、処理コストの分析は重要と考えられます。

今後、市町による一般廃棄物処理会計の策定を促進し、一般廃棄物処理・リサイクルシステムの一層の効率化を図るための取り組みを支援します。

エ 率先した廃棄物減量化行動

「香川県環境保全率先実行計画（かがわエコオフィス計画）」に基づき、物品等の調達に当たっては、再生品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品・サービスを購入するグリーン購入に努めたり、イベント時にはリユース容器を導入するなど、県自ら率先した廃棄物減量化行動を実践します。

また、市町に対しても同様の取り組みを行うよう働きかけます。

（２） 産業廃棄物

ア 産業廃棄物税の導入

従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを見直し、持続的な発展が可能な循環型社会に転換するための政策的手段の一つとして、産業廃棄物税の早期の導入を目指します。

産業廃棄物税は、従来規制的手法に加えて、産業廃棄物を最終処分場へ搬入する際に課税するという経済的手法を組み合わせることで、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進を図ります。また、その税収を財源に、循環型社会の形成を目指します。

2 「一方通行型社会」からの転換

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進には、県民、事業者が、志を高く持ち、積極的な取り組みを行うことが重要です。

そこで、これらの取り組みが積極的かつ効果的に行われるよう県民、事業者をバックアップすることにより、「一方通行型社会」から脱却し、「循環」を基調とした社会へ転換することを目指します。

(1) 一般廃棄物（ごみ）

ア 普及啓発・情報提供

使用済み製品の再使用、使い捨て製品の使用自粛、過剰包装の辞退など、ごみを減らす意識改革を行う必要があることから、県民、事業者に対し、インターネットや小冊子などを活用した普及啓発・先進的な取り組み情報の提供を行います。

イ 環境教育・環境学習の推進

県民、事業者の環境保全に関する意識の向上、自主的な行動の促進を図るため、環境学習プログラム・教材などを作成・提供したり、学校や地域に出向いて授業を行うなど、環境教育・環境学習を推進します。

ウ 環境にやさしい消費行動の推進

環境問題への取り組みとしては、消費者一人ひとりが、普段から環境のことを考えた行動を行うことが大切であり、消費者、事業者、行政の3者で構成する「環境にやさしい買い物推進協議会（愛称：ネットワーク グリーンコンシューマーズかがわ）」を中心に、「環境にやさしい買い物運動」を展開するなど、環境にやさしい消費行動を推進します。

エ サーマルリサイクル導入に向けた市町の取り組み支援

最適な一般廃棄物処理・リサイクルシステムを構築していくため、ごみ焼却により発生する排熱を有効に利用できる廃棄物発電や熱供給システムなどの技術の導入により、可能な限りエネルギーの活用が図られるよう市町の取り組みを支援します。

特に、廃プラスチックについては、発生抑制・再生利用を基本とし、なお残るものについて、直接埋立は行わず、熱回収を行う方向でシステムを見直します。

オ 市町への技術的助言

一般廃棄物の処理や処理施設整備などに関する技術的助言や優良事例について情報提供を行います。

カ 「香川県分別収集促進計画」に基づく施策調整

各市町が「容器包装リサイクル法」の規定に基づき策定した「市町村分別収集計画」により、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化が十分かつ効果的に実施されるように、本県が策定した「香川県分別収集促進計画」に基づき、市町や関係機関間の施策調整を行います。

キ 事業者が行うリサイクルシステム構築に向けた取り組みへの支援

廃FRP船を適切に処理し、再資源化するため、事業者が行っている「FRP船リサイクルシステム」の構築に向けた取り組みを支援します。

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物の発生抑制・多量排出事業者の廃棄物減量化の促進

(社)香川県産業廃棄物協会と協力して事業者に対する講習会を開催するなど、様々な機会を通じて産業廃棄物の発生抑制を啓発します。

また、多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、産業廃棄物処理計画を作成し、県に提出しなければなりません。このような多量排出事業者に対しては、計画的な廃棄物の減量化など資源の循環的な利用について指導します。

イ 建設廃棄物、下水汚泥の再生利用の促進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」などの関係法令に基づき、分別解体、再資源化施設の整備促進に努めます。また、「香川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」、「香川県建設廃棄物等リサイクル指針」の適切な運用を図り、廃棄物の種類に応じた再資源化を一層推進します。

公共工事等の実施に当たっては、環境配慮指針に基づき、計画段階から廃棄物の発生抑制に心がけ、発生が少ない工法や資材を採用して減量化を図るとともに、現場での分別・再資源化を徹底して、最終処分量の減量に努めます。また、建設資材の調達等に当たっては、できる限り再生資材等を選択することにより、建設廃棄物等の再資源化を促進します。

下水汚泥については、セメント原料として活用するなど、再資源化を促進します。

ウ 家畜排せつ物の循環利用、循環型農業の推進

家畜排せつ物の適正な処理・管理を推進するため、家畜排せつ物の処理施設整備を支援するとともに、堆肥調製技術の高度化・効率化に向けた啓発・指導を行うことにより、家畜排せつ物の良質堆肥化を推進します。

また、香川県循環型農業推進マスタープランに沿って、家畜排せつ物堆肥等の利用促進と稲わらも含めた地域資源の循環利用を図ることにより、地域の環境に調和した資源循環型農業を推進します。

エ 使用済自動車の再資源化等の推進

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「自動車リサイクル法」に基づく、解体業者、破砕業者の許可手続きなどを円滑に進めるとともに、不適正な処理や保管を行っている事業者に対する監視・指導を行います。

「自動車リサイクル法」の施行により、自動車リサイクル料金の支払いを免れるための不法投棄が増加する恐れがあることから、「香川県放置自動車の処理に関する条例」に基づき、県の所有地・管理地、自然公園法の特別地域に放置された自動車を迅速に処理します。

また、県条例の対象エリア以外に放置された自動車の撤去を推進するため、県内市町に対して放置自動車条例の制定を呼びかけます。

オ リサイクル企業・リサイクル製品の認定と利用促進

本県では、環境配慮の観点から、他の模範となるようなリサイクル製品を認定するとともに、新たに環境負荷の低減に取り組んでいる事業所を環境配慮モデル事業所に認定して、環境産業の育成に取り組んでいます。

今後も、認定を行うとともに、認定製品のパンフレット作成や広報誌への掲載など普及啓発を行い、その利用を促進します。また、県においても、認定製品の率先使用に努めます。

カ 環境産業の振興

「環境産業振興に関する基本方針」に沿って、以下の施策を推進します。

研究開発、市場調査などへの支援

新開発した技術・製品の実証実験を行う場の確保や提供、環境産業技術の研究開発や事業化、マーケット調査や技術評価、販路開拓・事業提携等に対する支援、ISO14001 や日本版認証制度（エコアクション 21）取得に係る情報提供を

行います。

企業、大学、公設試験研究機関との共同研究の実施・支援

企業、大学、県の共同研究の実施・支援、情報交換の場の提供、希少糖研究（知的クラスター創成事業関連）における食品リサイクル技術の研究開発を行います。

事業者の施設整備への支援

有機性資源を利用した堆肥製造施設の建設や堆肥運搬・散布機械の整備に対する助成、環境保全施設を整備する場合などの各種金融融資を行います。

資源循環ネットワークづくりへの支援

間伐材を含む県産材・竹材などの利用促進を図るための需給体制づくり、堆肥など有機性資源の循環利用や需給調整システムの整備・運営、使用済農林漁業資材の回収と再利用の促進に係る指導・助言を行います。

県内リサイクル製品の普及支援、消費者などへの普及啓発

四国4県の認定リサイクル製品の相互推奨を推進します。

また、グリーンコンシューマー運動の推進などグリーン購入の消費者への普及・啓発活動を推進します。

キ エコアイランドなおしまプランの推進

直島町において、処理が課題となっていた廃棄物について新たなリサイクルシステムを構築することにより環境産業を育成し、雇用を創出しました。

今後、住民主体の環境調和型まちづくりや積極的な見学者の受け入れに取り組むことにより、循環型社会のモデル地域形成を推進します。

3 安全で安心できる廃棄物処理の確立

3Rを徹底したうえで、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保する必要があります。

そこで、地域住民の理解と信頼が得られる処理施設の円滑な設置や、不適正処理を未然に防止するための体制づくり、また、廃棄物処理に関する積極的な情報提供・情報公開を推進することにより、安全で安心できる廃棄物処理の確立を目指します。

(1) 一般廃棄物(ごみ)

ア 一般廃棄物処理計画策定に向けた市町への助言

市町の統括的な責任のもと、当該市町で発生する一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本となる「一般廃棄物処理計画」の適正な策定がなされるよう市町に対して助言します。

イ 市町が行う循環型社会形成推進地域計画の策定への参画

市町が設置する「循環型社会形成推進協議会」に国とともに参画し、市町の自主性と創意工夫を活かした「循環型社会形成推進地域計画」の策定を支援し、広域のかつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進します。

ウ 「香川県ごみ処理広域化計画」に基づく技術的支援

地域における広域処理が適切かつ円滑に進むよう市町の取り組みを支援します。
なお、計画については、市町合併などに伴う地域再編を踏まえ、市町などの意見を十分に尊重しながら、必要に応じて見直しを行います。

エ 災害廃棄物処理体制の確立

地震や台風、集中豪雨などの災害時におけるごみ発生量の推計や仮置き場の確保策、処理方法などについて定める処理計画を、「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」に従い策定し、廃棄物処理体制を整備するよう市町に働きかけるとともに、平時より市町などと連携を密にして、災害時における広域的連携・協力体制の確立を図ります。

また、国に対しては、災害廃棄物の処理に対する支援制度の拡充などを要望していきます。

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物処理施設の確保

産業廃棄物の適正処理を推進するため、最終処分場をはじめとする産業廃棄物処理施設の確保は、基本的かつ重要な課題であり、計画的に施設を確保する必要があります。

よって、「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」や「香川県産業廃棄物処理等指導要綱」に基づき、事業者などによる産業廃棄物処理施設の確保を図ります。

また、(財)香川県環境保全公社と連携して、公共関与による安定型最終処分場の確保に努めます。

イ 収集運搬車両への表示

収集運搬業者に対し、「廃棄物処理法」に基づく車両への表示を徹底させます。また、「産廃マーク」を発行し、不適正な収集運搬や処理の防止に努めます。

ウ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)システムの運用

産業廃棄物の適正処理のため、立入指導などによって、マニフェストシステムの適正な運用を推進します。

また、マニフェストを確実に保存・管理できるうえに、事業者の事務処理を軽減できる電子マニフェストの普及に努めます。

エ 不法投棄などの監視体制の充実

産業廃棄物の適正処理に関する指導・監視については、指導監視機動班を中心に、産業廃棄物処理施設などへの立入検査・指導を行い、不適正処理行為者に対しては、措置を命ずるなど厳正に対処します。

不適正処理の早期発見及び指導を徹底するため、県、県警本部など関係機関で構成する「香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を中心に、車輜やヘリコプターによる合同パトロールを行います。

また、環境監視員制度、情報提供に関する民間企業との協定、廃棄物 110 番などを活用して、広く県民などから不法投棄や野外焼却などの情報提供を受け付けるとともに、不法投棄や野外焼却が行われやすく監視が難しい夜間・休日のパトロールを警備会社に委託して、早期発見に努めます。

県(環境管理室)、市町、所轄警察署などで構成する地域別の協議会を活用するとともに、市町職員に対して「立入検査証」を交付するなど、関係団体との連携を図りながら、指導監視を強化します。

オ 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発

産業廃棄物の適正処理を推進するため、(社)香川県産業廃棄物協会に委託して、産業廃棄物の適正処理に関する各種情報の収集・提供、特別管理産業廃棄物の適正処理に向けた講習会の開催などを実施します。

カ 優良処理事業者の育成

環境に安全で安心できる廃棄物処理を推進するためには、民間の優良処理事業者の育成を図っていくことが重要と考えられます。

(社)香川県産業廃棄物協会と連携して、各種講習会・研修会を開催し、処理業界による優良な処理業者の育成に向けた自主的な取り組みを支援するとともに、優良処理業者の評価制度を導入するなど、処理業者の健全育成、技術水準の向上、信頼性の確保に努めます。

キ 農業生産資材廃棄物・漁業系廃棄物の適正処理の推進

農業用廃プラスチックなどについては、「香川県農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会」を中心に、農業者に対する廃棄物の減量化や適正処理の啓発活動を行うとともに、統一的な回収・処理システムの確立を図り、リサイクルの推進に努めます。

また、プラスチック製の漁具・魚網などの漁業系廃棄物についても、漁業者に対し、適正処理の意識啓発を行い、その排出・処理状況を把握して、再生利用又は適正処理の推進を図ります。

ク ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の推進

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物保管事業者に対して、適正保管及び届出の徹底を図ります。

PCB廃棄物処理計画を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進します。

本県を含む中国四国九州のPCB廃棄物については、日本環境安全事業(株)が北九州市に整備している処理施設で処理するため、処理事業の円滑な推進に向け、関係自治体で調整を図ります。

中小企業が保管しているPCBを使用した高圧トランス・コンデンサーの処理に係る負担を軽減するため設けられたPCB廃棄物処理基金に出えんします。

ケ 感染性廃棄物の適正処理

感染性廃棄物については、不法投棄や不適正処理が行われた場合、人の健康や環境に重大な支障が生じる恐れがあります。

このため、医療関係機関や廃棄物処理業者などに対し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいた管理体制の充実、適正処理などについて指導します。

コ アスベスト廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物の処理に関する情報の収集・提供に努めます。

また、指導監視機動班を中心に、処理施設などへの立入検査・指導を行い、適正処理を推進します。

サ 県外産業廃棄物の搬入の制限

豊島問題の発生や県民の廃棄物に対する意識の高まりから、県外産業廃棄物は原則搬入禁止としていますが、一方で、資源循環型社会の構築を推進する必要があることから、循環的な利用が可能な県外産業廃棄物については、情報開示を行うなど県民の理解を得て、リサイクルを推進します。

シ 豊島廃棄物等処理事業の推進

平成 12 年 6 月に成立した調停条項に従い、豊島の暫定的な環境保全措置を実施するとともに、直島の中間処理施設で豊島廃棄物等を焼却・溶融処理します。

処理に当たっては、環境保全と安全を第一に、情報を積極的に公開し、関係者の理解と協力のもと、その着実な処理に努めます。

また、処理に伴い発生する溶融スラグなどの副成物の有効利用を図ります。

第7章 計画の推進

第1節 推進体制及び進行管理

1 推進体制

計画を推進し、「循環型社会」を実現していくためには、県民、事業者、行政などの全ての主体が、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担の下で、適正かつ公平な費用負担により各種の施策を着実に講じていくことが必要です。

このため、各種の施策への参加を県民・事業者に積極的に呼びかけるとともに、県民・事業者と行政の意見交換の場を持つなど、県民・事業者参加のもと、県民・事業者と行政が一体となって、計画を推進していきます。

2 進行管理

計画の推進に当たっては、定期的に廃棄物に関する実態調査を行い、計画の進捗状況を確認するとともに、講じた施策の効果を検証し、必要であれば施策の見直しを図りながら、計画の達成を目指します。

第2節 各主体の役割

1 県民

県民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物の排出者であり、環境へ負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、現在のライフスタイルを見直すなど、「循環型社会」の形成に向けた施策を、一人ひとりが積極的に取り組んでいく必要があります。

1人1日ごみ100グラムの減量

具体例：詰め替え商品<シャンプー>を利用する	60グラム相当減量
ビールをアルミ缶入りからびん<店に返却>入りに	20グラム相当減量

使い捨て製品の使用自粛や過剰包装の拒否

再生品や詰め替え製品の優先的な購入

廃棄物の減量化・リサイクルのための分別排出や資源回収

リサイクル・処理のための適正な費用負担

環境教育・環境学習や環境保活動への取り組み

不適正処理防止のための監視・報告

処理施設確保に向けた事業者・行政との協力体制 など

2 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任（EPR）を有することを十分に認識し、廃棄物の排出量の抑制、適正な循環的利用及び処分への取り組みを進める必要があります。

使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛
製品の長寿命化やリサイクルしやすい製品の製造・販売
LCAなどによる生産管理の見直し
産業廃棄物処理計画の策定
新たな処理技術の研究・開発
同業他社、行政などとの積極的情報交換
排出者責任・拡大生産者責任（EPR）の徹底
積極的な情報公開などによる信頼確保 など

3 行政

地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行や廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び処分の実施を行うとともに、各主体間のコーディネーターとしての役割を果たす必要があります。

（香川県）

当計画に基づく各種施策の円滑な実施

（各市町）

一般廃棄物の処理主体として、計画に基づいた安全で安心できる適正処理
計画に基づく分別収集の実施など3Rの推進
住民への積極的な情報提供
不法投棄防止対策の実施
処理施設確保に向けた取り組み
環境教育・環境学習の推進
グリーン購入の推進 など